

宮城県保育士等キャリアアップ研修実施機関指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)において定める「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)6に規定する研修実施機関の指定について、指定の手續その他必要な事項を定める。

(研修実施機関の指定要件)

第2条 知事は、次の要件を全て満たすと認められる場合、研修実施機関として指定することができるものとする。

- (1) 市町村、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体であること。
- (2) 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な能力及び財政基盤を有するものであること。
- (3) 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、研修事業の収支を明らかにする書類を整備することができること。
- (4) 自己又は自社の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が、次のいずれにも該当する者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

ロ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ハ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用している者

ニ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

ホ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

ヘ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (5) 実施する研修が、次の要件を全て満たしていること。

イ 研修は、専門分野別研修、マネジメント研修及び保育実践研修のいずれかの分野とし、それぞれの研修の対象者は次のとおりとする。

なお、研修の対象者の受講希望者の数が満たない場合又は知事が必要と認める場合には、当該対象者以外の者に研修を受講させることができるものとする。

- (イ) 専門分野別研修(①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援)

保育所等(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく特定教育・保

育施設及び特定地域型保育事業をいう。以下同じ。)の保育現場において、それぞれの専門分野に関してリーダー的な役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

(ロ) マネジメント研修

(イ)の分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

(ハ) 保育実践研修

保育所等の保育現場における実習経験の少ない者(保育士試験合格者等)又は長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない者(潜在保育士等)

ロ 研修内容は、ガイドラインの別添1「分野別リーダー研修の内容」のとおりとし、「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものでなければならない。

ハ 研修時間は、1分野15時間以上とする。

ニ 研修の講師は、原則として宮城県内の指定保育士養成施設の教員又は研修の内容に関して、十分な知識及び経験を有すると知事が認める者であること。

ホ 研修会場は宮城県内であること。

ヘ 研修は、講義形式のほか、演習やグループ討議等を組み合わせることにより、より円滑かつ主体的に受講者が知識や技能を習得できるよう努めること。

ト 講義及び演習等を円滑に実施するための会場及び研修を実施するための物品を確保することができること。

チ 申請内容に沿った安全かつ適正な研修の実施を常に確認し、研修の運営に関し適切な判断と指示ができる研修責任者が選定されていること。

(6) 次に定めるとおり研修修了の確認及び評価を行うこと。

イ 15時間以上の研修(ガイドラインの別添1「分野別リーダー研修の内容」の「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものを)を全て受講していること。

ロ 各受講者の研修内容に関する知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するため、研修受講後にレポート等を提出させること。ただし、レポート等自体に理解度の評価(判定)を行って、修了の可否を決定することまでは必要としないこと。

ハ 受講者のうち、態度が不適切な者や研修内容の理解を著しく欠いている者等については、修了の評価を行わないことができること。

(7) 次に定めるとおり研修修了の情報管理を行うこと。

イ 修了証の交付

(イ) 研修実施機関は、研修修了者に対し、保育士等キャリアアップ研修修了証(様式第1号)を研修修了者名簿の提出までに交付するものとする。

なお、虚偽又は不正の事実に基づいて修了証の交付を受けた場合等においては、研修の修了を取り消すことができる。

(ロ) 修了証に記載する修了証番号は、「都道府県番号(04)-修了証の発行年(2桁(西暦の下2桁))-研修指定番号(3桁)-通し番号(5桁)」の12桁とする。

なお、研修指定番号は、研修実施機関の番号(2桁)(指定時に宮城県で決定し、通

知する。)と研修種別番号(1桁)の3桁の番号とする。また、「研修種別番号」はガイドラインの別添2のとおりとする。

(ハ) 修了証は、宮城県以外の都道府県においても効力を有するものとする。

(ニ) 研修実施機関は、研修修了者から氏名の変更や修了証の紛失等により保育士等キャリアアップ研修修了証再交付申請書(様式第2号)が提出されたときは、修了証の再発行を行うものとする。

ロ 研修修了者の情報管理

研修実施機関は、次のとおり、研修修了者の情報管理を行うものとする。

(イ) 研修修了者名簿の作成

受講希望者からの申込みの際、①保育士登録番号(受講希望者が保育士の場合に限る。)、②氏名・生年月日・住所及び③勤務先施設の名称・所在市町村名(現に保育所等に勤務している者に限る。)を把握し、研修修了後には、①から③までの情報に加え、④修了した研修分野、⑤修了証番号及び⑥修了年月日を記載した研修修了者名簿を作成する。

(ロ) 研修修了者名簿の提出

実施した研修の修了者の情報について、研修を終了し、修了証の交付を完了した日から1か月以内又は研修を実施した翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、保育士等キャリアアップ研修実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類等を添付して、知事に提出すること。

a 研修修了者名簿(紙に印刷したもの及びエクセル形式の電子データ)

b レジюме, 研修資料, 教科書などの使用教材及び年間研修カリキュラム

ハ 情報の取扱い

(イ) 研修実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、研修の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うこと。また、研修を実施する上で知り得た情報をみだりに他人に知らせないこと。

(ロ) 研修実施機関は、宮城県が他の都道府県及び市町村にロ(イ)で定める①から⑥までの情報を提供することについて、受講の申込時において、本人から同意を得ること。

(指定の申請)

第3条 研修実施機関として指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、研修実施予定日の2か月前までに、保育士等キャリアアップ研修実施機関指定申請書(様式第4号)に次に掲げる資料を添付して、知事に提出しなければならない。

なお、次の必要書類のうち、(4)から(6)までについては市町村及び指定保育士養成施設の場合は不要とする。

(1) 事業計画

(2) 研修カリキュラム

(3) 講師就任承諾書及び講師履歴調書

(4) 定款, 寄附行為その他の基本約款

(5) 履歴事項全部証明書(登記事項証明書)

- (6) 決算報告書（直近1事業年度のもの）
- (7) その他知事が必要と認める書類

（指定の通知）

第4条 知事は、申請者及び事業の内容を審査し、第2条に規定する研修実施機関の指定要件を満たしていると認められる場合には、保育士等キャリアアップ研修実施機関指定通知書（様式第5号）により指定を行う。

- 2 知事は、申請の内容がガイドライン及びこの要綱に定める要件を満たさないときは、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、指定しないことができる。
- 3 知事は、前条の規定による指定の申請があったときは、必要に応じて、申請内容について、申請者に対して照会を行い、報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。

（指定の効力）

第5条 前条による指定は、指定を行った年度のみ効力を有する。

- 2 研修実施機関は、指定を受けた翌年度も研修実施機関として研修を実施しようとする場合には、研修実施予定日の2か月前までに、保育士等キャリアアップ研修実施機関指定更新届出書（様式第6号）に次に掲げる資料を添付して、知事に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画
 - (2) 研修カリキュラム
 - (3) 講師就任承諾書及び講師履歴調書
- 3 知事は、前項の規定による届出があったときは、前条に準じて指定等を行うものとする。

（変更等の届出）

第6条 研修実施機関は、指定を受けた内容を変更しようとするときは、保育士等キャリアアップ研修実施機関指定内容変更申請書（様式第7号）を知事に提出し、承認を受けるものとする。

- 2 研修実施機関は、研修を中止するときには、保育士等キャリアアップ研修中止届出書（様式第8号）を中止決定の日から10日以内に知事に提出しなければならない。

（調査及び指導）

第7条 知事は、研修実施機関に対し、必要があると認めるときは、研修事業に関する報告及びこれに係る書類の提出を求めるとともに、実地に検査を行うことができる。

- 2 知事は、研修の実施等に関して、適当でないと認めるときは、研修実施機関に対して改善の指導を行うことができる。
- 3 知事は、前項における指導を行ったときは、改善が認められるまで、一時的に研修を中止するよう指示することができる。

（指定の取消し）

第8条 知事は、研修実施機関が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に定める要件に適合しなくなったとき。
- (2) 指定の申請又は実績報告等において、虚偽の申請又は報告を行ったとき。
- (3) 事業を適正に実施する能力が欠けると認められるとき。
- (4) 事業の実施に際し、不正な行為があったとき。
- (5) 前条第2項に定める改善指導に従わないとき。
- (6) その他研修実施機関として不適切と判断される時。

(その他)

第9条 この要綱及びガイドラインに定めるもののほか、保育士等キャリアアップ研修の指定等について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年3月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成24年度から28年度中に既に開催された研修に係る第3条の申請については、同条の規程によらず、令和2年3月末まで申請できるものとする。

(施行期日)

- 3 この要領は令和元年10月1日から施行する。